

令和7年2月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和7年2月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年2月4日（火）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第31号 令和7年度教育行政運営方針の策定について
 - 5 報告第20号 市川市教育振興審議会条例等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第21号 令和6年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第22号 令和7年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第31号 令和7年度教育行政運営方針の策定について
 - 2 報告第20号 市川市教育振興審議会条例等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第21号 令和6年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第22号 令和7年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他(1) 令和6年度「二十歳の集い」（成人式）開催結果について
その他(2) 令和6年度教育実践記録論文について
- 5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸惠
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	六郷	真紀子
教育総務課長	益子	隆史
教育施設課長	竹林	英介
青少年育成課長	舘野	裕之
中央図書館長	米田	有貴子
考古博物館長	小笠原	勝海
学校安全安心対策担当室長	大熊	和男
学校環境調整課長	三浦	将之
指導課長	関原	一久
就学支援課長	生澤	治
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	副主幹	新田	伸子
//	副主幹	稲葉	京子
//	主 査	吉岡	英克
//	主 査	木下	堯
//	主 査	福井	輝

○教育長

それでは、ただ今から、令和7年2月定例教育委員会を開会いたします。冒頭に私より一言お話しさせていただきたいと思います。1月22日、市内小学校におきまして、同校教諭のものとみられるスマートフォンでの盗撮が疑われる事案が発生いたしました。このような事案が発生しましたことは、誠に遺憾であり、痛恨の極みでございます。教育委員会事務局といたしましては、あつてはならない学校内での盗撮が疑われる事案ということで、現時点までの情報を整理いたしまして、本日、午前中に記者会見を行いました。記者会見では、児童・保護者・市民の信頼を裏切ることになり、大変申し訳ないということと、関係教諭の急逝ということをお伝えし、事案の経緯及び教育委員会の今後の対応について説明いたしました。教育委員会事務局としましては、捜査機関へ引き続き協力するとともに、児童・保護者・教職員等への心のケアに全力を挙げて取り組み、また、さらに再発防止策を講じてまいりたいと考えております。この度は誠に申し訳ございませんでした。

それでは本題に入ります。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告3件、その他2件でございます。それでは、日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第31号「令和7年度教育行政運営方針の策定について」、報告第20号「市川市教育振興審議会条例等の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第21号「令和6年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第22号「令和7年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」につきましては、2月市議会告示前の議案等であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報が含まれていると認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りをいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長

挙手全員であります。よって、この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事につきましては、公開案件が全て終了

してから行うものいたします。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員、大高究委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長におきましては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、議案に入ります。その他(1)「令和6年度『二十歳の集い』(成人式)開催結果について」を説明してください。

○生涯学習部次長

生涯学習部次長です。議案の1ページをお願いいたします。令和6年度「二十歳の集い」の開催結果についてご報告いたします。今年度は、令和7年1月12日(日)市川市文化会館において、昨年度同様に、午前・午後の2部制で開催いたしました。当日は教育委員会を中心に113名の職員が従事し、大きな事故やケガもなく、無事に終えることができました。式典の対象者は、4,392名で、当日は午前・午後合わせて2,881名の方が参加され、参加率は約65.6%、前年度と比較して、159名の増加、参加率は3.7ポイントの上昇となりました。記念品につきましては実行委員会の意見を踏まえ、ステンレス製タンブラーを選定し、来場者へ配付したところです。式典の概要ですが、午前・午後とも、前半に、市川市が誇る競技ダンスチーム「シャイニングプラネッツ」によるオープニング公演から始まり、市長祝辞、実行委員の代表挨拶、後半は実行委員の進行によるクイズ企画、本市出身の歌手、一華ひかりさんによる祝賀公演を実施し、会場となった大ホールは、ほぼ満席でしたがライブ中継を行う小ホールでは、席に余裕がみられました。なお、「二十歳の集い」特設ウェブサイト上では、これまで同様、式典動画のアーカイブ配信を1月末まで行い、当日参加できなかった方も視聴できるようにいたしました。さらに、卒業当時の担任の先生からのビデオレターの公開については、昨年度の参加者からの声を活かし、開始時期をこれまでの式典後から、式典前の12月下旬からと改め、参加者同士のコミュニケーションづくりの一助とさせていただいたところです。このように、式典会場以外でも教育委員会を挙げて二十歳を迎える皆様の門出を祝うことができたと考えております。報告は以上です。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(1)を終了いたします。続きまして、その他(2)「令和6年度教育実践記録論文について」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案の3ページをご覧ください。令和6年度も「教育実践記録論文募集事業」を実施いたしましたところ、一般部門に9編、経験5年以下のフレッシュ部門に5編、合計14編の応募がございました。市川市教育委員会教育委員の山元幸恵様、駒久美子様をはじめとする審査員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のと通りの審査結果となりました。1月22日（水）に、生涯学習センター2階のグリーンスタジオにて、表彰式・発表会を行いました。教育長をはじめ教育委員の田中大介様、教育次長、学校教育部長、学校教育部次長、一般財団法人市川教育会館理事長、事務局長、審査員の皆様、そして受賞者と受賞者所属長の皆様にご参加いただき、無事に終了いたしましたことを報告いたします。また、今年度も、若年層教員の研修の一環とし、2年目教員が参観いたしました。論文につきましては「教育実践記録論文集いぶき」にまとめ、教職員向けにデータベースに保存をして、論文の活用を推進してまいります。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、議案第31号、報告第20号、報告第21号、報告第22号の審議に入ります。本日傍聴人はおりませんので、これより別冊を配布します。

（別冊1 配布）

○教育長

それでは議事を再開いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

それでは議事を再開いたします。議案第31号「令和7年度教育行政運営方針の策定について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。お手元の別冊1の1ページをお願いいたします。本議案は、令和7年2月市議会定例会において、教育長が令和7年度教育行政運営方針の演説を行うにあたり、お諮りするものです。5ページをお願いいたします。内容については要約して説明いたします。まず、冒頭において、この度市内学校において生じた事案につきまして教育長が述べた後、「はじめに」へと流れてまいります。5ページ中段にあります「はじめに」をご覧ください。義務教育の特徴は、「知・徳・体」という言葉に集約され、児童生徒への対応や道德教育などを、一体的に行う全人教育的なところに特質があること。多様

な教育へのニーズが増大するなか、学習指導要領には「児童の興味や関心を重んじ、自主的・自発的な学習をするよう導くこと」とされ、令和の価値観と何ら変わらないこと。そして、日本人の「助け合う」「譲り合う」という家庭教育とともに学校教育で培う「美德」は尊重すべきであること。学校教育が得意とする「集団行動」的な部分は尊びつつ、そのうえで児童生徒の自主性を伸ばし、創造性の伸長が加われば、100年を豊かに生きるための教育の創造の実現が図られていくものと考えている旨について述べております。次に、「教育行政運営の基本方針」では、事務の管理・執行状況の点検・評価結果や本市の教育を取り巻く喫緊の課題を踏まえて、第4期市川市教育振興基本計画の基本方針、の3点から述べるとしております。次に、6ページ(1)です。「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」では、次の世代を担う子どもたちには、他者と切磋琢磨しつつ、互いに認め合い、変化に対応する力が求められているとし、自ら課題を見つけ、調べ、考えをまとめ、次につなげる力を育成する探究的な学習を一層推進し、さらなる授業改善を行うこと。言語能力を高めるため、本市が長年積み重ねてきた心を育てる読書教育に、より力を入れること。つなぐ教育として協力や助け合いの精神が自然と身につくよう幼保小一貫教育を進めるとともに、幼稚園教諭、保育士、小学校職員との交流を充実させること。知・徳・体の基盤となる基本的生活習慣の定着や体力向上につとめ、「生きる力」を育てる、とした施策を掲げております。

次に7ページです。(2)「学びの質の向上と学びの保障の実現」についてです。多様な教育ニーズへの対応として、全国的にも増加の一途をたどる不登校児童生徒の背景は、多様化・複雑化するなかで、「スペシャルサポートルーム」を小学校全校に開設する等、支援の充実を図ること。外国人児童生徒への支援、特別支援学級や通級指導教室の計画的な設置に加え、みらいサポーターを配置すること。学校の部活動の地域展開を含めた教職員の働き方改革に取り組むとともに、学校運営支援予算の創設、学校事務の共同実施など学校の自主的・自律的な学校運営を目指すこと。また経験の浅い教職員層を中心とした指導力向上を目指し、教職員の研修を充実すること。学校教育施設では、安全で安心できる学校の環境づくりの推進、生涯学習施設では利便性向上を図るための改修や維持管理等の施策を掲げております。8ページの(3)「ともに支え合う学びの環境整備」についてです。子どもたちのために、家庭・学校・地域のさらなる連携を図り、学校運営協議会や地域学校協働本部の一層の充実や生涯学習の充実、国府の置かれたまちの魅力を発信するため国府サミットの開催、歴史的文化遺産の活用、保護、地域資源を生かした教育の展開等の施策を掲げております。9ページをお願いいたします。最後に「むすび」では、学校・公民館・博物館・図書館の利活用を一層図り、人生100年時代の教育の姿を具現化するため力を尽くすこと、不祥事が起きないように努め、安全・安心な学校づくりを目指すこと、市立学校に通う児童生徒及びその保護者の期待に応えるためにも、一層の努力を重ねる旨を記載しております。なお、今後の予定でございますが、本日、本案についてご承認をいただけた場合、明日2月5日に、本運営方針を議会関係者に配布し、市議会開会日となる2月13日に、教育長が議場にて本方針を述べる

予定となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第 31 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、報告に入ります。報告第 20 号「市川市教育振興審議会条例等の一部に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。別冊 1 の 11 ページをご覧ください。令和 7 年 1 月 24 日に市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、意見聴取がございました。12 ページをお願いいたします。今回、提出議案につきましては、3 点となります。本報告では、提出議案(1)条例の一部改正についてご説明いたします。14 ページをお願いいたします。本議案は教育委員会事務局の組織改正により、生涯学習部の名称を教育振興部に改めることに伴う条例の一部改正となり、教育振興審議会等の事務の所管部を改めるものです。改正の対象となる条例は、第 1 条から第 4 条に記載のある「市川市教育振興審議会条例」、「市川市社会教育委員設置条例」、「市川市公民館の設置及び管理に関する条例」、「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例」となります。本会議前に速やかに回答する必要があったことから、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないものと認め、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、1 月 28 日に教育長が臨時に代理し、1 月 29 日に異議ないものとして市長へ報告いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 20 号を終了いたします。次に報告第 21 号「令和 6 年度市川市一般会計補正予算（第 7 号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。恐れ入りますが、別冊の 17 ページから 23 ページまでをご覧ください。「令和 6 年度市川市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、教育に関する事務に係る部分につきまして、先ほどご説明いたしました報告第 20 号と同様に市長から意見聴取を求められたため、教育長が令和 7 年 1 月 28 日に臨時に代理し、異議がないものとして 29 日付で市長に回答いたしましたので、ご報告いたします。歳入歳出補正予算のうち、先に歳出予算についてご説明いたします。議案の 21 ページ上段をご覧ください。はじめに、第 2 款総務費についてです。こちらは教育の事務に係る情報システム関連経費として、情報管理部に集約し執行することとなっているもので、合計で 3,154 万 9,000 円の減額となっております。その理由といたしましては、第 13 節使用料及び賃借料において、学校コンピューターネットワークシステムについて必要なライセンス数を精査したことにより減額が生じたこと。また、パーソナルコンピューター等賃借料について県からの補助金決定通知の内示が想定より遅れたため契約金額の減額が生じたことによるものです。続きまして、第 11 款教育費についてです。同じく議案の 21 ページをお願いいたします。はじめに、主な増額補正についてご説明いたします。第 1 項教育総務費の委託料において、退職手当支給制限処分を受けた審査請求人がその取消しを求めた審査請求が終了したことから、代理人弁護士に対し報酬を支払う必要があるため計上したものです。次に、第 2 項小学校費の工事請負費において、国の令和 6 年度予算による学校施設環境改善交付金に対して、令和 7 年度実施予定の工事を前倒しして申請したことにより、外壁及び屋上防水等の校舎等改修工事費やトイレ改修工事費の増となっております。続きまして 22 ページをお願いいたします。第 3 項中学校費の工事請負費では後述する継続費の廃止に伴い第三中学校斜面地整備事業費本年度支出額が皆減となるものの、小学校費同様に令和 7 年度実施予定の工事を前倒しして交付金の申請をしたことから全体として増となっております。また、21・22 ページにまたがりませんが、第 2 項小学校費、第 3 項中学校費、第 4 項学校給食費における需用費につきましては、猛暑によりエアコン使用量が多くなったことなどによる光熱水費の増、牛乳・米等の物価高騰により賄材料費が増となっております。最後に、人件費について、職員の異動等により、当初の任用予定の人数と比べ実際に任用した人数が少なかったことから給与費が減となるものの、人事院勧告による会計年度任用職員の報酬の増があったことから、全体として増となっております。続きまして、主な減額補正についてご説明いたします。同じく 22 ページ、第 4 項学校給食費において、給食の提供予定回数が当初の見込みを下回ったことから、学校給食調理等業務委託料の減となっております。その他の委託料・備品購入費の減額理由について

は、入札による契約差金となっております。以上、今回の補正では12億1,285万2,000円の増額をするもので、教育費に係る歳出予算全体の合計額は、170億4,350万4,000円となっております。

続きまして、議案20ページをお願いいたします。歳入予算については、主に先ほどご説明いたしました歳出事業に係る補助金等による特定財源の減額、又は増額を計上し、今回の補正では11億5,330万4,000円の増額をするもので、教育費に係る歳入予算全体の額は、39億1,132万7,000円となります。

続きまして、議案23ページをお願いいたします。継続費補正についてです。第三中学校斜面地整備事業において、工事施工にあたり私有地内への電柱移設に必要な土地所有者、関係住民との合意形成に不測の日数を要したことから、令和6年度中に契約締結できず未執行となる見込みであることから、継続費1億5,000万円の廃止をするものです。なお、この費用については、令和7年度当初予算に改めて計上いたします。

続きまして、繰越明許費補正についてです。先ほど歳出予算にてご説明いたしました第2項小学校費、第3項中学校費の改修工事において、国に対し、令和6年度分の学校施設環境改善交付金の交付申請をしたことにより前倒しで予算計上していることから、年度内での完成が見込めず翌年度に繰り越して執行するため、追加の繰越明許費を設定するものです。

次に、債務負担行為補正についてです。国から令和7年度末までの移行を求められている自治体情報システム標準化において、現行事業者よりSEリソース不足等により設定していた期間に着手・移行が困難であるとの申出があったことから廃止するものです。なお、1行目の委託費および3行目の借上料については、令和7年度当初予算に改めて計上いたします。

最後に地方債補正についてです。先ほど、歳入予算にてご説明いたしました改修工事について市債を増額することに伴い、市債の限度額についても変更する必要があるため補正をするものです。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。それでは一点私の方から質問させていただきます。補正予算の説明の中で、給食関係で実際の食数、回数が減ったために、お金が少なくなったという説明があったと思います。給食実施日数は、当初予定を立てて行うと思いますが、毎年残っているように思います。学校の事情もあるかと思いますが、午後の授業がない場合でもできるだけ給食は提供した方が良いので、どのような実施を想定しているのでしょうか。

○教育次長

当初予算を確保していますが、実際に午前中の授業で給食を提供しないで帰ってしまうということもあるので、日数については来年度以降、予定どおりしっかりと進めていきたいと考えています。

○山元幸恵委員

あまり過度にならないようご指導お願いいたします。私の方は以上です。皆さんもよろしいでしょうか。特にないようですので、報告第 21 号を終了いたします。次に報告第 22 号「令和 7 年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。別冊の 25 ページから 45 ページまでをご覧ください。「令和 7 年度市川市一般会計予算」のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、先ほどご説明いたしました報告第 21 号と同様に、教育長が令和 7 年 1 月 28 日に臨時に代理し、異議がないものとして 29 日付けで市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは議案の 28 ページ、A3 折り込みになっている資料をお願いいたします。歳出予算につきましては、議案 30 ページから 45 ページにございます予算書及び主要事業概要のうち、主だった点をまとめました、こちらの資料にてご説明いたします。令和 7 年度当初予算における教育費の歳出予算の総額は、174 億 4,700 万円で、前年度より、20 億 9,800 万円の増となっており、市全体予算の 9.25%となっております。まず、主な増額理由は、新規事業において、多目的屋外運動場整備事業として、塩焼小学校の屋外運動場を人工芝化する整備を行うことから、1 億 8,000 万円の計上、みらいサポーター事業として、不登校傾向の児童生徒や個別に配慮を要する児童生徒に支援を行う「みらいサポーター」を全小中学校に配置することから、1 億 2,379 万 4,000 円の計上となっております。次に、継続事業につきましては、小学校営繕事業として、小学校 9 校の屋内運動場に冷暖房機を設置することから、4 億 5,000 万円の増、学校給食費管理事業として、市立学校の給食 1 食単価の引き上げを行うことなどにより、1 億 6,494 万 9,000 円の増、小学校校舎整備事業として、大洲小学校の校舎増築工事を実施することから、6 億 8,914 万円の増、放課後保育クラブ運営事業として、支援員等の人件費の引き上げを引き続き実施することなどから、6,535 万 4,000 円の増となっております。

次に、来年度力を入れていく事業についてご説明いたします。まず、新規事業につきましては、全国国府サミット事業として、令和 7 年度に国府サミットを開催するため、2,935 万 8,000 円の計上、学校運営支援事業として、学校独自の意見を反映させた取組を行い教育活動や環境整備の充実を図ることから、1,710 万円の計上、部活動地域移行推進事業として、部活動を地域

との連携・地域での活動へ移行するため、763万8,000円の計上となっております。次に、継続事業につきましては、公民館営繕事業として、南行徳公民館の空調設備改修工事を行うことから、1,250万円の増、小学校建替事業として、令和6年度に引き続き、宮田小学校の建替工事設計業務委託を行うことから、6,366万9,000円の増、学校情報化研究事業として、教育に係るICT基盤の延長保守や端末入替を行うことから、総務費での計上となりますが、2億6,254万7,000円の増となっております。歳出予算の説明は、以上でございます。

続きまして歳入予算について、ご説明いたします。恐れ入りますが29ページをお願いいたします。令和7年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、36億5,514万1,000円で、前年度より、12億9,052万8,000円の増額となっております。主な増減理由を説明いたします。第13款使用料及び手数料において、放課後保育クラブ保育料について入所児童数の増加が見込まれることなどから、3,504万1,000円の増額となるものです。次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金において、大洲小学校の増築にあたり、建設費の一部を国が負担することから、1億3,416万7,000円の増額となるものです。次に、第15款県支出金、第3項委託金において、休日の部活動を地域移行するための事業を、実証事業の一環として県から受託することから、840万2,000円の増額となるものです。最後に、第20款諸収入、第5項雑入において、学校職員等給食費収入などにより、市立学校の給食1食単価の引き上げを行うことや、多目的屋外運動場整備事業に対するスポーツ振興くじ助成金収入などにより、6,301万4,000円の増額となるものです。また、第21款市債において、市債対象工事の件数及び工事費が増となったことなどにより、10億9,080万円が増額となるものです。歳入予算の説明は以上でございます。

続きまして、継続費及び債務負担行為について主なものをご説明いたします。31ページをお願いいたします。債務負担行為における、3行目「校内LANシステム運用保守等委託費」において、ICT機器及びソフトウェアの利用を継続するにあたり、令和7年度から令和8年度にかけての延長保守業務委託等を行うことから設定するものです。また、4行目「学習用端末借上料」において、千葉県内の自治体で構成する共同調達会議で選定された事業者との随意契約となり、令和7年度より5年間賃貸借することから設定するものです。5行目、6行目「小学校および中学校普通教室冷暖房設備借上料」において、小中学校の普通教室における冷暖房機の更新を行うことから設定するものです。7行目「信篤公民館等用地公共嘱託登記委託費」において、原木中山駅前公共施設の再編整備を今後進めていくにあたり、令和7年度から8年度にかけて事業対象地の測量及び登記の更正等を行うことから設定するものです。最後に、地方

債についてです。令和 7 年度当初予算における教育費の市債の借入限度額は、14 億 3,280 万円で、その内訳は、小・中学校の営繕事業、公民館営繕事業、考古博物館施設改修事業となっております。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。広瀬委員
お願いいたします。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。みらいサポーターについてですが、毎日いらっしゃることについて心強いと感じています。不登校の子どもはかなりの人数であり、不登校の中でも図書室や保健室などに来ることのできない児童、生徒と全く来ることのできない児童、生徒がおり、それぞれに対応が必要であると思っています。資料を見ますと、学校に来ることのできる子どもを対象としているように見えます。来年度は常に配備される手厚い対応となっているが、学習面の補償という点で今後、不登校の子どもを含めた全面的な展開など更なる発展を期待したいと思います。もう一点は、43 ページの部活動の地域移行の推進についてですが、この形で行くということなののでしょうか。それともまだ検討の余地があるということによろしいのでしょうか。

○山元幸恵委員

広瀬委員からの質問について、回答をお願いいたします。

○教育次長

以前こちらでご説明いたしました、市内 5 か所の総合型スポーツクラブを中心にやっていくことは変わりありません。ただし、ここだけでカバーしきれない実情もございますので、地域のスポーツクラブや、そこから指導者を派遣するような形を考えております。そこを調整する組織が必要であり、来年度は教育委員会事務局内に設け、子どもからの希望や地域からの希望をマッチングするシステムを作ってまいります。その後、それが軌道に乗りましたら、システムを民間に移行させていく、という流れを考えております。

○広瀬由紀委員

責任問題なども話に上がっていましたが、そこを調整する役目を設けると
いう理解でよろしいでしょうか。

○教育次長

はい。

○広瀬由紀委員

ありがとうございます。

○山元幸恵委員

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。それでは、報告第 22 号

を終了いたします。お配りいたしました別冊1につきましては、回収となりますので、そのままお待ちください。

(別冊1 回収)

○山元幸恵委員

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

その他教育委員の皆様からご意見、ご要望等がありましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、令和7年2月定例教育委員会を閉会いたします。